

(5) 既に進めている緑確保への取組

本方針では、保全を強化するために、今後10年間に先導的に取組むべきプロジェクトを示していますが、既に進めている重要な取組も多くあります。

これらは、方針の施策と併せて、相乗的な効果を発揮し、保全を確実なものとしていきます。

以下に、その代表的な取組を示します。

東京における自然の保護と回復に関する条例（以下都条例）「保全地域」の指定

都条例では、丘陵地の樹林、武蔵野の雑木林、崖線に残る緑地や湧水、史跡と一体となった緑地、丘陵地の里山、山地の森林などの貴重な自然地の保護と回復を図るため、「保全地域」の指定を行っています。

保全地域には5種類あり、平成21年3月末で、自然環境保全地域1地域、歴史環境保全地域6地域、緑地保全地域37地域、森林環境保全地域1地域、里山保全地域2地域の計47地域、約748ヘクタールを指定し、保全を進めています。

保全地域では、自然環境を損なわない範囲で、下記のような活用も図っています。

- イ 都民やボランティア団体による自然体験活動、緑地保全活動等
- ロ 企業及びNPOと連携した「東京グリーンシップ・アクション」、大学と連携した「東京グリーン・キャンパス・プログラム」などの緑地保全活動等

「農業・農地を活かしたまちづくりガイドライン」

東京の都市農業・農地が果たしている意義と役割を明らかにするとともに、区市が農業・農地を活かしたまちづくりのプランを作成し、その取組を推進するための指針として策定したもので、都市農地の保全を目

的としています。

現在、本ガイドラインに基づき、モデル区市において「農業・農地を活かしたまちづくり」の取組を進めています。

(平成20年3月策定)

都市農地保全推進自治体協議会

都市農地(市街化区域内農地)の減少という共通の課題を抱える基礎自治体が、連携し活動して都市農地保全を目指す取り組みの進展を図るために設立しました。(呼びかけ 練馬区)

設立総会 平成20年10月29日

会員(現在) 10区26市2町(市街化区域内に農地を持つ全区市町)

主な活動

- ・都市農地保全自治体フォーラムの開催
- ・国への提案要求(農林水産省及び国土交通省に対し、「都市農地保全を推進するための要望」を提出)

都市農地懇談会

都市農地の減少という課題を抱える東京23区内に農地を有する10区が、農業振興及び農地保全に関する区部固有の課題等に、連携して取組むために、平成20年7月から開催しています。具体的な活動としては、区民に都市農業、農地の大切さを理解していただくPR活動などを行なっています。(呼びかけ 世田谷区)

主な活動

- ・東京23区農業PR冊子の作成・配布
- ・とうきょう農業新発見フェスタの開催 平成21年11月29日

みどり東京・温暖化防止プロジェクト

今日の大きな課題である温室効果ガスの削減やみどりの保全について、東京都内の全62市区町村が連携・共同して取り組む事業。

この事業は、平成19年度から特別区長会、東京都市長会、東京都町村会の主催、(財)特別区協議会、(財)東京市町村自治調査会の企画運営にて実施しています。

平成20年度事業のうち、みどりの保全関係では、「みどり東京・温暖化防止プロジェクト助成金交付事業」や「みどり体験交流事業」が行われています。

国分寺崖線フォーラム

国分寺崖線沿いの自治体や地域住民が連携して、景観形成や自然環境の保全、みどりのネットワークの形成に取り組むことを目指したものです。

平成18年 第1回 国分寺崖線保全フォーラム開催(世田谷区)

平成19年 第2回 国分寺崖線保全再生フォーラム開催(国分寺市)

平成20年 第3回 国分寺崖線保全フォーラム開催(小金井市)

多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議

多摩・三浦丘陵の保全と活用を推進し、魅力ある地域環境の形成を目指すため、各自治体がそれぞれに緑の施策にかかわる取組を行うだけでなく、より広域的かつ効果的に施策展開を図る観点から、平成19年に会議が設立され、基本的方向性を確認しています。

関係自治体

八王子市・日野市・多摩市・稲城市・町田市・相模原市・川崎市
横浜市・鎌倉市・逗子市・葉山町・横須賀市・三浦市

区市町村が樹林地等を保全するために実施している制度等

区市町村に存する貴重な樹林地等に対し、補助、助言などにより保全を奨励しているものを『補助等を主体とする保全樹林等の制度』として一覧表に示し、所有者に対して規制や制限をかけることで税の減免等の優遇を付与するものを『行為規制等を伴う樹林地等の保全制度』として一覧表に示しています。

補助等を主体とする保存樹林等の制度（区市町）

平成 21 年 12 月 1 日現在

区市町	根拠条例等	指定対象	補助内容	指定状況
法に基づく保存樹林	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	樹林面積 500㎡以上	区市町による助言・援助	35件
港区	東京都港区みどりを守る条例	樹林面積 200㎡以上	3万（1,000㎡未満）～6万円（3,000㎡以上）	24件 107,458㎡
新宿区	新宿区みどりの条例	樹林面積 500㎡以上	～1,000㎡：9千円（以降4.5千円/1,000㎡加算、限度9万円）	38件 90,618㎡
文京区	文京区みどりの保護条例	樹林面積 300㎡以上	要した経費の1/2（限度額：10万～30万）	28件 113,090㎡
台東区	台東区みどりの条例	樹林面積 100㎡以上	3万（500㎡未満）～5万円（1,000㎡以上）	4件 2,907.5㎡
墨田区	墨田区の緑化の推進に関する要綱	樹林面積 400㎡以上	補助金なし	無し
江東区	江東区みどりの条例	土地面積 500㎡以上（健全であること）	～1000㎡：2万円（以降500円/100㎡加算）	2件 4,972㎡
品川区	品川区みどりの条例	樹林面積 300㎡以上	必要に応じて剪定、施肥および害虫駆除を行なう（剪定：1回/3年）	14件 44,960㎡
目黒区	目黒区みどりの条例	樹林面積 300㎡以上	～1000㎡：3万円（以降30円/㎡加算、限度5万円）	25件 81,746.3㎡
大田区	大田区みどりの保護と育成に関する条例	樹林面積 300㎡以上	・管理経費：5万（～1000㎡未満）～7万（2000㎡以上） ・剪定費：経費の1/2（限度10～20万円）	72件 104,808.97㎡
世田谷区	世田谷区みどりの基本条例	樹林地面積 1,000㎡以上 小樹林地面積 300㎡以上	必要に応じて、剪定、施肥及び害虫駆除を行なう（1回/3年）	89件 274,998㎡
渋谷区	渋谷区みどりの確保に関する条例	樹林面積 300㎡以上	5万（500㎡未満）～10万円（1,000㎡以上）	19件 92,926㎡
中野区	中野区みどりの保護、育成の推進に関する助成要綱	樹林面積 300㎡以上	2万（500㎡未満）～5万円（2000㎡以上）	38件 96,655㎡
杉並区	杉並区みどりの条例	・屋敷林・寺社林・学校林：面積300㎡以上で高木30本以上 ・樹林：面積500㎡以上	一般：8千円/100㎡（10,000㎡超分は4千円/100㎡加算） 法人：2千円/100㎡（10,000㎡超分は1千円/100㎡加算）	122件 494,933㎡
豊島区	豊島区みどりの条例	樹林面積 300㎡以上（集団を形成しているもの）	敷地外に越境した枝のせん定：当該経費の1/2（同一の樹木について3年に1回、限度額：15万円【1本】、30万円【2本以上】）	12件 39,513㎡
北区	北区みどりの条例 北区みどりの保護、育成の推進に関する助成要綱	土地面積 300㎡以上（集団をなしているもの）	・維持管理に要する経費の1/2（限度額：40円/㎡、10万円以内） ・（都市計画税+固定資産税）相当額	13件 15,270㎡
荒川区	荒川区みどりの保護育成条例	樹林面積 300㎡以上	維持管理に要する経費の1/2限度額：3万円（500㎡以下）、3万円+60円/㎡（500㎡超1000㎡以下）、6万円+30円/㎡（1000㎡超）、上限額15万円	2件 4,800㎡
板橋区	板橋区緑化の推進に関する条例	保存樹林 300㎡以上 保存竹林 200㎡以上	（都市計画税+固定資産税）×1/2 相当額（限度：90万円）	34件 41,255.45㎡
練馬区	練馬区みどりを愛し守りはくむ条例	樹林面積 300㎡以上	65円/㎡	204,650㎡
足立区	足立区緑の保護育成条例	樹林面積 300㎡以上	・剪定経費の1/2（5年に1回、上限50万円） ・樹木診断 ・固定資産税減免措置のない土地：4万円（1,000㎡未満）～15万円（3,001㎡以上） ・固定資産税減免措置のある土地：上記補助額×3/4	15件 29,022㎡
葛飾区	葛飾区緑の保護と育成に関する条例	樹林面積 500㎡以上	4万円（1000㎡未満）～10万円（3000㎡以上）	27件 38,614㎡
江戸川区	江戸川区緑化推進要綱	緑化のシンボル、区民共有財産として樹勢回復が必要な樹木	樹木診断、病枝・枯枝処理等の助言・助成	-

緑確保の総合的な方針

区市町	根拠条例等	指定対象	補助内容	指定状況
八王子市	八王子市緑化条例	緑地を保全する必要があると認められた区域で指定したものの	緑地保護地区 50円/㎡	7件 36,857㎡
	市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例		斜面緑地保全区域 100円/㎡	98件 346,574㎡
立川市	立川市緑化推進条例	樹林面積 300㎡以上	100円/㎡	
武蔵野市	武蔵野市みどりの保護育成と緑化推進に関する条例	樹林面積 300㎡以上	100円/㎡ (非課税地については上記の1/2以内)	3件 6,861㎡
三鷹市	三鷹市緑と水の保全及び創出に関する条例	樹林面積 300㎡以上	固定資産税額・都市計画税額の85%相当	11件 10,352.47㎡
府中市	府中市自然環境の保全及び育成に関する条例	樹林面積 330㎡以上	固定資産税・都市計画税の75%相当	2件 829.46㎡
昭島市	昭島市の緑を守り育てる条例	樹林面積 300㎡以上	10円/㎡ (公開樹林：固定資産税、都市計画税の90%相当額)	10件 6,886㎡
小平市	小平市緑の保護と緑化の推進に関する条例	樹林面積 330㎡以上	固定資産税、都市計画税の免除 100% 維持管理費 8円/㎡	19件 48,713㎡
日野市	日野市みどりの保護育成に関する要綱	樹林面積 500㎡以上 又は 貴重植物の集団	貴重植物の集団：1件 9,000円 樹木等の集団：9,000円(500㎡以上) ～27,000円(10,000㎡以上)	登録樹林 75件 615,789㎡ 貴重植物群 生地 3件 942㎡
国分寺市	国分寺市の緑の保護と推進に関する条例	樹林面積 300㎡以上	固定資産税・都市計画税相当額の80%	24件 32,753㎡
国立市	国立市緑化推進条例	樹林面積 330㎡以上	10円/㎡	
西東京市	西東京市みどりの保護と育成に関する条例	樹林面積 100㎡以上	60円/㎡	31件 28,558㎡
福生市	福生市の緑を守り育てる条例	樹林面積 77-ル以上	宅地介在山林：固定資産税・都市計画税の80%相当額 一般山林：23円/㎡	12件 9,895㎡
狛江市	狛江市緑の保全に関する条例	樹林面積 330㎡以上	1万円/ヶ所	15件 22,182㎡
東大和市	東大和市みどりの保護・育成に関する条例	樹林面積おおむね1,000㎡以上	10円/㎡(現在補助金休止中)	3件 7,666㎡
東久留米市	東久留米市みどりに関する条例	樹林面積 1000㎡以上	65円/㎡	2件 4,675㎡
武蔵村山市	武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例	樹林面積 500㎡以上(丘陵地を除く)	1㎡につき128円	3件 7,033㎡
多摩市	多摩市みどりの保全及び育成に関する条例	樹林面積 500㎡以上	30円/㎡	23件 56,457㎡
稲城市	稲城市における自然の保護と緑の回復に関する条例	健全で美観に優れ管理が行われている樹林(工業系用途を除く)		
羽村市	羽村市樹林地及び樹木の保存に関する条例	樹林面積 1000㎡以上	固定資産税・都市計画税の80%減免	28件 32,124.92㎡
あきる野市	あきる野市ふるさとの緑地保全条例	樹林面積 500㎡以上	20円/㎡ + 固定資産税・都市計画税の合計額	3件 8,589㎡
瑞穂町	瑞穂町樹木及び樹林地の保存に関する条例	保存屋敷林：幹周り1.2m以上の樹木が3本以上ある樹林 保存樹林：500㎡以上の樹林地(工業系用途等を除く)	保存屋敷林：18千円/1ヶ所 保存樹林 ・市街化区域：都市計画税・固定資産税相当額の80%以内 ・市街化調整区域：10円/㎡	21件 209,069㎡